

選択約款変更届出書

沖電お営営発第 40 号

平成 27 年 12 月 1 日

経済産業大臣 林 幹雄 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

沖縄電力株式会社

代表取締役
社長 大嶺 満

次のとおり選択約款を変更したので、電気事業法第 19 条第 12 項の規定により届け出ます。

| | |
|-------|-----------------|
| 変更の内容 | 別紙に記載のとおりであります。 |
| 実施期日 | 平成 28 年 1 月 1 日 |

別 紙

深 夜 電 力

(選 択 約 款)

平成 28 年 1 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目 次

I 本 則

| | |
|----------------------|---|
| 1 目 的 | 1 |
| 2 選択約款の届出および変更 | 1 |
| 3 深夜電力 A | 1 |
| 4 深夜電力 B | 4 |

II 実 施 細 目

| | |
|----------------|----|
| 1 深夜電力 A | 8 |
| 2 深夜電力 B | 10 |

| | |
|-----------|----|
| 附 則 | 11 |
|-----------|----|

| | |
|-----------|----|
| 別 表 | 18 |
|-----------|----|

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成27年12月1日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 深夜電力 A

(1) 適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。また、高圧で電気の供給を受ける場合は、付帯電灯を含みます。）を使用し契約電力が500キロワット未満の需要で、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 低圧供給の場合

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について供給約款20（低圧電力）(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は1キロワット以上といたします。

ロ 高圧供給の場合

契約電力は、契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち、いずれか小さい方に次の(イ)または(ロ)を適用してえた値といたします。

なお、契約受電設備の総容量については、1 ボルトアンペアを1 ワットとみなします。

(イ) 契約負荷設備の総入力の方が小さい場合

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について供給約款別表 9（契約電力等の算定方法）(1)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

(ロ) 契約受電設備の総容量の方が小さい場合

電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について供給約款別表 9（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。

(3) 供 給 条 件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 低圧で電気の供給を受ける場合は、専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める通電開始時刻が制御可能な機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用する場合の料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促

進賦課金の合計からハによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものいたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

| | | |
|-----------------------|-------------------------------------|------------|
| 契約電力 1キロワット につき | 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合 | 345 円 60 銭 |
| | 標準電圧 6,000 ボルトで供給を 受ける場合 | 410 円 40 銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| | | |
|----------------|-------------------------------------|-----------|
| 1キロワット 時につき | 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合 | 11 円 78 銭 |
| | 標準電圧 6,000 ボルトで供給を 受ける場合 | 11 円 69 銭 |

ハ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の式によって算定された金額といたします。

$$\text{通電制御型夜間蓄熱式機器割引額} = \text{割引対象額} \times 15\text{パーセント}$$

$$\text{割引対象額} = \text{イの基本料金} + \text{その1月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額}$$

(5) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、1 需要場所において、供給約款による電気の供給または深夜電力Bもしくはこの選択約款以外の選択約款による電気の供給と、この契約種別による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、次に定める場合を除き、供給約款の低圧電力または高圧電力Aにかかわる規定を準用するものといたします。

(イ) 供給約款41（供給の停止）(3)に定める事項については、供給約款の農事用電力を準用するものといたします。

(ロ) 供給約款46（制限または中止の料金割引）に定める事項については、割引対象時間は、契約使用時間といたします。

(ハ) 供給約款52（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。

ハ この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

4 深 夜 電 力 B

(1) 適 用 範 囲

毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。また、高圧で電気の供給を受ける場合は、付帯電灯を含みます。）を使用し契約電力が500キロワット未満の需要で、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、次によって定めます。

イ 低圧供給の場合

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について供給約款20（低圧電力）(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

ロ 高圧供給の場合

契約電力は、契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち、いずれか小さい方に次の(イ)または(ロ)を適用してえた値といたします。

なお、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。

(イ) 契約負荷設備の総入力の方が小さい場合

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について供給約款別表9（契約電力等の算定方法）(1)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

(ロ) 契約受電設備の総容量の方が小さい場合

電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について供給約款別表9（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。

(3) 供給条件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 低圧で電気の供給を受ける場合は、専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）

(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | | |
|-----------------------|-------------------------------------|------------|
| 契約電力 1キロワット につき | 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合 | 216 円 00 銭 |
| | 標準電圧 6,000 ボルトで供給を 受ける場合 | 253 円 80 銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| | | |
|----------------|-------------------------------------|-----------|
| 1キロワット 時につき | 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合 | 10 円 01 銭 |
| | 標準電圧 6,000 ボルトで供給を 受ける場合 | 9 円 91 銭 |

(5) その他

イ お客さまが希望される場合は、1需要場所において、供給約款による電気の供給または深夜電力Aもしくはこの選択約款以外の選択約款による電気の供給と、この契約種別による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、次に定める場合を除き、供給約款の低圧電力または高圧電力Aにかかわる規定を準用するものいたします。

(イ) 供給約款41（供給の停止）(3)に定める事項については、供給約款の農事用電力を準用するものいたします。

- (ロ) 供給約款46（制限または中止の料金割引）に定める事項については、割引対象時間は、契約使用時間といたします。
 - (ハ) 供給約款52（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。
- ハ この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 深夜電力 A

(1) 適用範囲

対象となる負荷設備は次のイまたはロに該当するものといたします。

イ 貯湯式電気温水器，蓄熱式空調機器等蓄熱により深夜に電気を使用するもの。

ロ 電気の使用実態がイに準ずる場合で，当社が認めたもの。

(2) 契約電力

電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合の「契約受電設備の総容量」は，次のイによってえた値について供給約款別表 9（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値とロによってえた値との合計といたします。

イ 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計

ロ 電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とイで差し引かれた電熱負荷設備の容量との合計

(3) 供給条件

イ 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ロ 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，供給約款61（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(4) 通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

イ 通電制御型夜間蓄熱式機器

(イ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

(ロ) 当社は，別表 2（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める通電制御型夜

間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ロ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の算定

(イ) 契約負荷設備に通電制御型夜間蓄熱式機器以外の負荷設備がある場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の式によって算定いたします。

$$\text{通電制御型夜間蓄熱式機器割引額} = \text{割引対象額} \times 15 \text{ パーセント} \times \text{割引対象率}$$

$$\text{割引対象率} = \frac{\text{通電制御型夜間蓄熱式機器の負荷設備容量(入力)}}{\text{契約負荷設備の総容量(入力)}} \times 100$$

なお、割引対象率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外され、または割引対象率に変更となることにより、料金に変更があった場合は、供給約款31（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

(ハ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

(ニ) (ロ)または供給約款30（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合、それぞれの期間の使用電力量は、その1月の使用電力量を料金に変更となる日の前後の期間の日数に契約電力を乗じた値の比率であん分したものといたします。

(ホ) 供給約款46（制限または中止の料金割引）によって割引を行なう場合は、通電制御型夜間蓄熱式機器の割引対象額は、本則3（深夜電力A）(4)ハによって算定された割引対象額から供給約款46（制限または中止の料金割引）による割引額を差し引いたものといたします。

2 深夜電力B

(1) 適用範囲

イ 対象となる負荷設備は次の(イ)または(ロ)に該当するものといたします。

(イ) 貯湯式電気温水器、蓄熱式空調機器等蓄熱により深夜に電気を使用するもの。

(ロ) 電気の使用実態が(イ)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

ロ 深夜電力Bから深夜電力Aに需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、原則として契約電力の増加をとまなわない限り、深夜電力Bを適用いたしません。

(2) 契約電力

電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合の「契約受電設備の総容量」は、次のイによってえた値について供給約款別表9（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値とロによってえた値との合計といたします。

イ 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計

ロ 電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とイで差し引かれた電熱負荷設備の容量との合計

(3) 供給条件

イ 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ロ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、供給約款61（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、平成28年1月1日から実施いたします。

2 延滞利息の適用開始時期

本則3（深夜電力A）および本則4（深夜電力B）については、平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金について適用するものとし、平成28年3月31日以前に支払義務が発生する料金については、附則3（延滞利息の適用開始までの取扱い）を適用いたします。ただし、平成28年3月の検針日の翌日から平成28年4月の検針日までの期間に需給契約が消滅した場合の料金は、平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金といたします。

3 延滞利息の適用開始までの取扱い

(1) 深 夜 電 力 A

イ 適 用 範 囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。また、高圧で電気の供給を受ける場合は、付帯電灯を含みます。）を使用し契約電力が500キロワット未満の需要で、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

ロ 契 約 電 力

契約電力は、次によって定めます。

(イ) 低圧供給の場合

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について供給約款附則10（延滞利息の適用開始までの取扱い）(8)ニに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は1キロワット以上といたします。

(ロ) 高圧供給の場合

契約電力は、契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち、いずれか小さい方に次のaまたはbを適用してえた値といたします。

なお、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。

a 契約負荷設備の総入力の方が小さい場合

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について供給約款別表9（契約電力等の算定方法）(1)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

b 契約受電設備の総容量の方が小さい場合

電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について供給約款別表9（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。

ハ 供給条件

(イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ロ) 低圧で電気の供給を受ける場合は、専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

(ハ) 当社は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

(ニ) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

ニ 料金

料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅

収料金に別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

(イ) 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、通電制御型夜間蓄熱式機器を使用する場合は、早収料金は、基本料金および電力量料金の合計から c によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | | |
|-------------------------|-------------------------------------|------------|
| 契約電力 1キロワット に つ き | 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合 | 345 円 60 銭 |
| | 標準電圧 6,000 ボルトで供給 を受ける場合 | 410 円 40 銭 |

b 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| | | |
|-------------------|-------------------------------------|-----------|
| 1キロワット 時 に つ き | 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合 | 11 円 78 銭 |
| | 標準電圧 6,000 ボルトで供給 を受ける場合 | 11 円 69 銭 |

c 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の式によって算定された金額といたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額 = 割引対象額 × 15 パーセント

割引対象額 = a の基本料金 + その1月の使用電力量にbの該当料金を適用して算定された金額

(ロ) 遅 収 料 金

遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。

ホ そ の 他

(イ) お客さまが希望される場合は、1 需要場所において、供給約款による電気の供給または深夜電力Bもしくはこの選択約款以外の選択約款による電気の供給と、この契約種別による電気の供給とをあわせて受けることができます。

(ロ) その他の事項については、次に定める場合を除き、供給約款の低圧電力または高圧電力Aにかかわる規定を準用するものといたします。

a 供給約款附則10（延滞利息の適用開始までの取扱い）(19)ハに定める事項については、供給約款の農事用電力を準用するものといたします。

b 供給約款附則10（延滞利息の適用開始までの取扱い）(22)に定める事項については、割引対象時間は、契約使用時間といたします。

c 供給約款52（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。

(ハ) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

(2) 深 夜 電 力 B

イ 適 用 範 囲

毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。また、高圧で電気の供給を受ける場合は、付帯電灯を含みます。）を使用し契約電力が500キロワット未満の需要で、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

(イ) 低圧供給の場合

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について供給約款附則10（延滞利息の適用開始までの取扱い）(8)ニに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

(ロ) 高圧供給の場合

契約電力は、契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち、いずれか小さい方に次のaまたはbを適用してえた値といたします。

なお、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。

a 契約負荷設備の総入力の方が小さい場合

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について供給約款別表9（契約電力等の算定方法）(1)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

b 契約受電設備の総容量の方が小さい場合

電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について供給約款別表9（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。

ハ 供給条件

(イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ロ) 低圧で電気の供給を受ける場合は、専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

(ハ) 当社は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の範

囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

(二) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

ニ 料 金

料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。

(イ) 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

a 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | | |
|-----------------------------|-------------------------------------|------------|
| 契 約 電 力 1 キロワット に つ き | 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合 | 216 円 00 銭 |
| | 標準電圧 6,000 ボルトで供給 を受ける場合 | 253 円 80 銭 |

b 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| | | |
|-----------------|-------------------------------------|-----------|
| 1 キロワット 時につき | 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合 | 10 円 01 銭 |
| | 標準電圧 6,000 ボルトで供給 を受ける場合 | 9 円 91 銭 |

(ロ) 遅 収 料 金

遅収料金は、早収料金にその 3 パーセントを加えたものといたします。

ホ そ の 他

(イ) お客さまが希望される場合は、1 需要場所において、供給約款による電気の供給または深夜電力 A もしくはこの選択約款以外の選択約款による電気の供給と、この契約種別による電気の供給とをあわせて受けることができます。

(ロ) その他の事項については、次に定める場合を除き、供給約款の低圧電力または高圧電力 A にかかわる規定を準用するものといたします。

a 供給約款附則 10 (延滞利息の適用開始までの取扱い) (19) に定める事項については、供給約款の農事用電力を準用するものといたします。

b 供給約款附則 10 (延滞利息の適用開始までの取扱い) (22) に定める事項については、割引対象時間は、契約使用時間といたします。

c 供給約款 52 (需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算) に定める事項については、適用いたしません。

(ハ) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、II (実施細目) によるものといたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再

生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 通電制御型夜間蓄熱式機器

通電制御型夜間蓄熱式機器とは、次の(1)または(2)に該当するものをいいます。

(1) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

イ 給水温度を検知できること。

ロ イの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

ハ ロの熱量から所要通電時間数を算出できること。

ニ 契約使用時間終了時刻からハの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(2) (1)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

3 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2410$$

$$\beta = 1.1282$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調 整 単 価} \end{array} = (25,100 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を上回り、かつ、37,700 円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調 整 単 価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 25,100 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,700 円を上回る場合
平均燃料価格は、37,700 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調 整 単 価} \end{array} = (37,700 \text{円} - 25,100 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---|--------------------------------|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間 | その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年2月1日から4月30日までの期間 | その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間 | その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間 | その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間 | その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間 | その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間 | その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間 | その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間 | 翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間 | 翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 | 翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間) | 翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間 |

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

| | | |
|----------------|-------------|----------|
| 1キロワット 時につき | 低圧で供給を受ける場合 | 31 銭 0 厘 |
| | 高圧で供給を受ける場合 | 29 銭 9 厘 |

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 選択約款の変更の内容

沖 縄 電 力 株 式 会 社

1 変更を必要とする理由

当社は、電気供給約款が平成 27 年 12 月 1 日届出により変更となったことにもない、本選択約款についても変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第 19 条第 12 項の規定に基づき、ここに平成 27 年 2 月 5 日届出の深夜電力（選択約款）の変更を届け出る次第であります。

2 選択約款の変更の内容

電気供給約款の変更にともない、この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行ないました。